

令和7年度12月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年12月25日(木) 午前9時30分～午前10時
開催場所 所沢市役所604会議室
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第4号 農地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認
について

出席委員 2番 二上 茂雄 3番 池之谷昭治 4番 岩崎 良一
5番 肥沼 一彦 6番 齊藤 喜代治 7番 田中 宏
8番 吉田 英和 9番 北田 良孝 10番 栗原 明夫
12番 平岡 豊子 13番 鹿島正之助 14番 肥沼 正明
15番 中 茂紀 16番 水村 英紀 17番 新井 祥穂

欠席委員 1番 斎藤 昇

議 長： 出席委員数が過半数に達しておりますので、総会は成立しています。
これより12月の農業委員会総会を開きます。
それでは、議事に入ります。
本日の総会の議事録署名委員に、議席番号3番 池之谷 昭治委員、6番 齊藤
喜代治委員を指名します。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字城字北原の2筆です。地目は登記、現況ともに畑です。

面積は2筆合わせて2,209平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は向陽町の2筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2筆合わせて214平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、世帯員に対する贈与によるものです。

以上2件です。

議長：申請番号1番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。

この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えられます。

審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1番について質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可といたします。

議長：申請番号2番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。

この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えられます。

審議のほどをお願いします。

議長：申請番号2番について質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可といたします。

2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長：「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字北岩岡字八幡北です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は44平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は自宅への侵入路です。農地区分については、農地の広がり10ha未満の第2種農地と判断されます。

申請番号2番、所在地は坂之下の2筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2筆合わせて205平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は自己用住宅です。農地区分については、前面道路に上下水道が埋設されており、半径300メートル以内に関越自動車道所沢インターチェンジがある第3種農地と判断されます。

以上2件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可相当といたします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富の2筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2筆合わせて1,749平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。農地区分については、農地の広がりがある10ha以上の第1種農地と判断されます。申請事由は、申請地を借り受け、駐車場を拡張するものです。

以上1件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

4 議案第4号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について

議長：「議案第4号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」ご説明いたします。

申請番号1番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野3丁目です。現況地目は畑で、面積は2,293平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年3月1日から令和18年2月29日までの10年間です。

申請番号2番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富霞ヶ台です。現況地目は畑で、面積は1,622平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年3月1日から令和18年2月29日までの10年間です。

申請番号3番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡です。現況地目は畑で、面積は4,087平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、令和8年3月1日から令和18年2月29日までの10年間です。

申請番号4番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字神米金字内出を含む4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5,345平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年4月1日から令和14年3月31日までの6年間です。

申請番号5番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は所沢新町の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5,732平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年4月1日から令和14年3月31日までの6年間です。

以上5件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長：挙手総員と認めま。よって、申請番号1番については、承認といたしま。

議長： 申請番号2番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、承認といたします。

議長： 申請番号3番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、承認といたします。

議長： 申請番号4番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号4番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号4番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号4番については、承認といたします。

議長： 申請番号5番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号5番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号5番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号5番については、承認といたします。

それでは、議案第4号については、全ての案件が承認となりましたので、農用地利用集積等促進計画（原案）に係る意見照会については、農業委員会からは「意見なし」として回答してよろしいでしょうか。

委員：(異議なし)

議長： ご異議なしと認め、そのように決定しました。

5 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、10件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、5件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、15件の届出がありました。

「報告事項4 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願いについて」は、1件の届出がありました。

以上です。

6 その他

議 長： その他の事項について何かありますか。ないようですので、以上ですべての議事を終了します。

田中会長職務代理者により閉会した。(午前10時)